

原子力発電所対策調査 特別委員会

委員長 池脇 重夫

十月十六日開催

(一) 川内原子力発電所の運転状況等について

当局から、一号機は平成二十年十二月十日に第十九回定期検査を、二号機は本年三月二十五日に第十八回定期検査を終了し、それぞれ通常運転に復帰していることの報告を受けた。

次に、放射性廃棄物の管理状況について、気体廃棄物及び液体廃棄物の放出量は年間放出管理目標値を下回り、かつ、検出限界値以下であること、固体廃棄物の貯蔵量は貯蔵率四十六・七％であることとの報告を受けた。

次に、使用済燃料の保管状況について、本年八月末現在、一号機・二号機の合計で、貯蔵率が五十七・六％であるとの報告を受けた。

次に、法に基づき国へ報告を要する事象及びその他の事象について、該当がないこととの報告を受けた。

次に、二号機の蒸気発生器及び

蒸気タービン取替えについて、その概要の説明があり、蒸気発生器は平成二十六年年度の定期検査で、蒸気タービンは平成二十二年度の定期検査で取替予定であるとの報告を受けた。

次に、川内原子力線電線張替工事の計画について、昭和五十八年五月に使用開始している同設備のうち、川内原子力発電所から約十八キロメートルの地点まで電線の張替工事を行う計画であることとの報告を受けた。

次に、九州電力(株)による三号機増設計画に係る地区説明会の実施状況について、阿久根市及びいちき串木野市を含め七二地区、一六六八人の参加があった旨の報告を受けた。

なお、審査の過程において、原子炉容器の長期運転による影響についての質疑があり、原子炉容器内には試験片を設置し、脆性化の監視を行っていること、また、三十年を経過して運転する場合は、保全計画を策定して国の審査を受け、安全確保に努めていく必要がある旨の答弁があった。

(二) 「川内原子力発電所三号機増設計画に係る環境影響評価準備書」に対する経済産業大臣勧告について

当局から、九州電力(株)に対し経

済産業大臣から勧告があったこととの報告があり、今後の環境影響評価書の手続について説明を受けた。なお、調査の過程において、今後の事務スケジュールについての質疑があり、環境影響評価書の提出及び国主催による公開ヒアリングの実施が見込まれる旨の答弁があった。

産業廃棄物管理型最終 処分場対策調査特別委 員会

委員長 小牧 勝一郎

十一月十六日開催

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に関する諸問題について

参考人として、鹿児島県環境部管理型処分場建設推進センターの新川所長、種子島次長、福永施設整備課長、大津技術専門員及び宮原技術主査並びに同部廃棄物・リサイクル対策課の寶満参事及び藤崎参事に出席要請をし、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場基本計画(案)について説明を求めた。

まず、参考人から、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場

基本計画(案)概要及び鹿児島県産業廃棄物専門委員会(十一月十日開催)での主な意見等について説明を受け、その後、基本計画の決定方法、基本計画(案)へ反映した地元自治会等の要望事項、県の産業廃棄物の処理に関する指導要綱に関する手続、今後のスケジュール、地元自治会への説明状況、受入廃棄物の種類、悪臭防止の方法、大気汚染に係るモニタリングの必要性の有無、鹿児島県から他県に搬出している廃棄物の種類と発生量、浸出水の塩分処理の考え方、処分場の基準等について質疑があった。

この中で、処分場の基準の考え方については、基本的には法令等に基づく処分場に係る技術上の基準を遵守することとし、また、二重の遮水シートだけでなく、バックアップ機能を付けるなど、最新の技術で最大の安全性を旨指しているが、最終的な責任は鹿児島県が負う考えである旨の回答があった。

なお、審査の過程において、基本計画(案)の地元説明に当たっては、住民が納得するまで十分な説明を実施されたい旨の意見が述べられた。